

# 市職員を募集します

総務課人事係 ☎(25)1113

## 平成31年度採用予定の市職員を募集します。

### 1. 受験資格および職種・採用人員

- ①地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しないかたで、採用時に鳥羽市に住所を有するかた。
- ②日本国籍を有しないかた（外国籍のかた）は、永住者または特別永住者の在留資格を有すること。なお、外国籍のかたは、採用後、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。
- ③表の職種ごとに定める受験資格に該当するかた。

職 種	採用予定人数	受 験 資 格
一般事務職	8人程度	昭和58年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上のかた、または、これに相当する学力を有するかた。（平成31年3月卒業見込みのかたを含む）
一般事務職 (身体障がい者対象)	1人程度	昭和58年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上のかた、または、これに相当する学力を有するかた（平成31年3月卒業見込みのかたを含む）で次のすべての条件を満たすかた。 ①身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までのかた ②自力（家族などの送迎を含む）により通勤が可能で、かつ、介護者なしに一般事務職として職務の遂行が可能なかた ③活字印刷文（文字の大きさは10ポイント程度）による出題に対応できるかた（ルーペの使用は可能）
保育士	4人程度	昭和58年4月2日以降に生まれ、保育士および幼稚園教諭資格の両方を有するかた、または、平成31年3月までに資格取得見込みのかた。
理学療法士	1人程度	昭和48年4月2日以降に生まれ、理学療法士の資格を有するかた、または、平成31年3月までに資格取得見込みのかた。
主任介護支援 専門員	1人程度	昭和48年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上のかた、または、これに相当する学力を有するかたで、主任介護支援専門員の資格を有するかた。
船員 (運航管理者)	1人程度	昭和38年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれ、船舶職員及び小型船舶操縦者法に定める6級海技士（航海）または、5級海技士（機関）以上の免許を有するかたで、総トン数50トン以上の船舶の航海実務経験（船長3年以上、甲板部職員5年以上、機関部職員7年以上）もしくは、船舶の運航管理に関し3年以上の実務経験を有するかた。
消防職	1人程度	日本国籍を有するかたで、平成5年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上のかた、または、これに相当する学力を有するかた。（平成31年3月卒業見込みのかたを含む）

### 2. 受験手続きと場所

#### (1) 受験申込書の請求

実施要項は、7月2日(月)から総務課人事係または各連絡所で交付します。

※午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

郵送希望者は、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封して請求してください。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

#### (2) 受験申し込みに必要な書類など

履歴書(総務課が交付したものに限り)、写真、各資格免状の写しなどの添付書類が必要となります。くわしくは、実施要項をご覧ください。

#### (3) 受付期間と場所

##### 受付期間

7月2日(月)～8月21日(火)の午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)です。郵送の場合は、8月14日(火)の消印まで有効とします。受付期間終了後の申し込みは、いかなる理由があっても受け付けません。

##### 受付場所

総務課人事係(〒517-0011 鳥羽市鳥羽三丁目1-1)

### 3. 合格者の決定

第一次、第二次、第三次試験の結果に基づいて合格者を決定し、11月中旬までに本人宛てに通知します。

### 4. 試験の日時および場所

#### (1) 第一次試験

**と き** 9月16日(日)午前9時～

**と ころ** 市民文化会館(鳥羽市鳥羽三丁目8-3)

#### (2) 第二次試験

10月21日(日)を予定していますが、日時・場所については、第一次試験合格者にのみ通知します。

#### (3) 第三次試験

11月10日(土)を予定していますが、日時・場所については、第二次試験合格者にのみ通知します。

※第二次試験合格者は、医療機関で健康診断を受け、指定する期日までに健康診断書を提出していただきます。

### 5. 試験科目

#### (1) 第一次試験

教養試験(主任介護支援専門員、船員(運航管理者)を除く。学歴相当程度)、社会人基礎試験【職務基礎力試験・職務適応性検査】(主任介護支援専門員)、専門試験(保育士)、作文、事務適性検査(消防職を除く)、消防適性検査(消防職)、職場適応性検査(消防職、主任介護支援専門員を除く)、体力測定(消防職)

#### (2) 第二次・第三次試験…面接など